

今治市こども計画骨子（案）

1 今治市こども計画策定の趣旨、法的根拠

今治市では令和4年3月に今治版ネウボラ「未来子育て支援機構（仮称）」創設計画を策定し、関係機関の連携強化、窓口の一本化、市域の広さに合わせた対応など、妊娠期から18歳までのこどもを持つ全ての世帯に寄り添う「今治版ネウボラ」を強力に推進し、子育て支援、少子化対策に全力で取り組んでいます。

令和5年12月に国の少子化社会対策大綱、子ども・若者育成支援推進大綱、子どもの貧困対策に関する大綱が、「こども大綱」として一元化されたことを受け、今治市は子どもについての施策の実施計画である「第3期子ども子育て支援事業計画」を内包する「今治市こども計画」を策定し、こども・若者政策に総合的かつ一体的に取り組んでいくこととします。

今治市こども計画は、こども基本法第10条第2項に規定する市町村こども計画として、こども大綱及び都道府県子ども計画を勘案して作成する。

こども基本法

（都道府県こども計画等）

第十条 都道府県は、こども大綱を勘案して、当該都道府県におけるこども施策についての計画（以下この条において「都道府県こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下この条において「市町村こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県こども計画又は市町村こども計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 都道府県こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第一項に規定する都道府県子ども・若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律第九条第一項に規定する都道府県計画その他法令の規定により都道府県が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

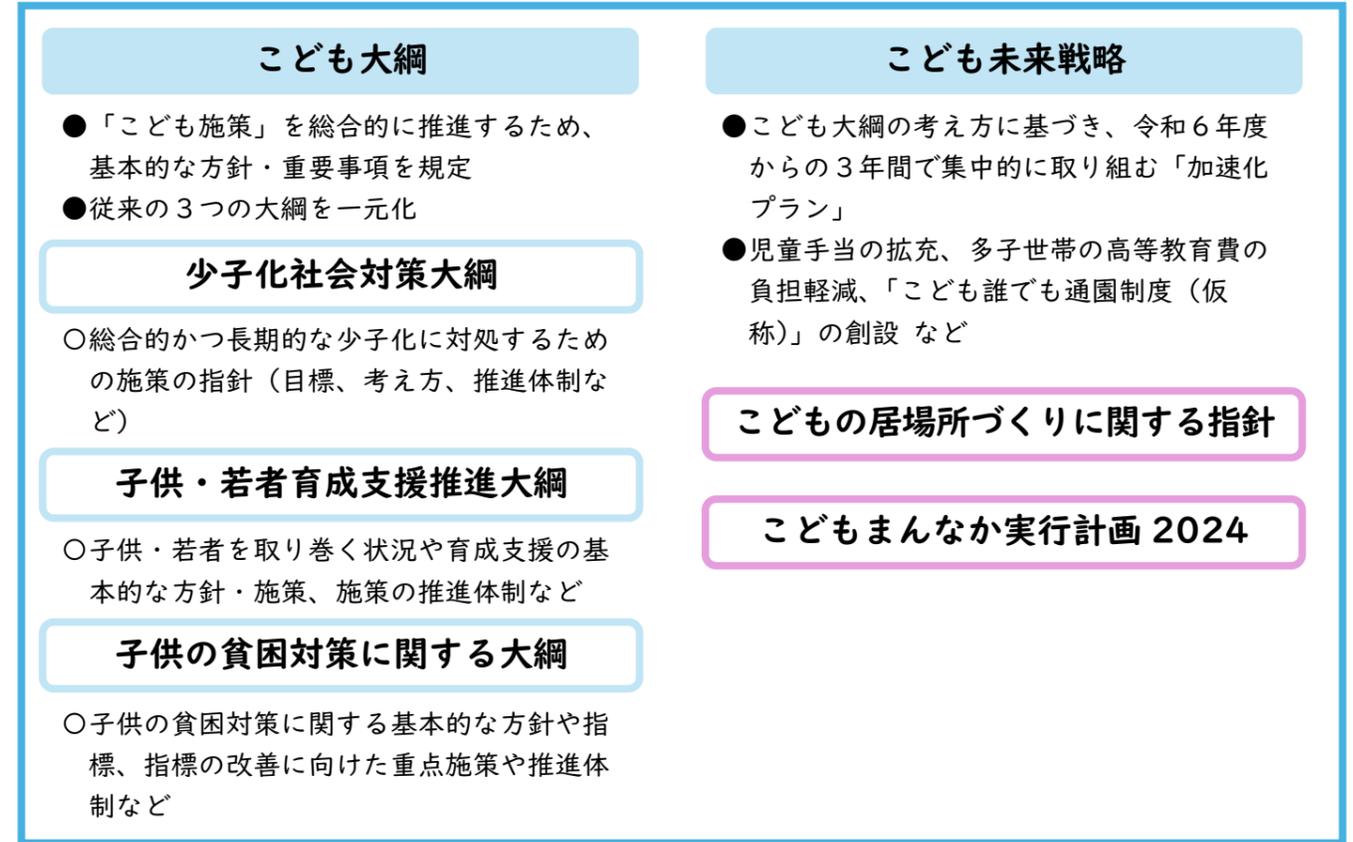
5 市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第二項に規定する市町村子ども・若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律第九条第二項に規定する市町村計画その他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

■ (国) こども・子育てに関する市町村計画策定にかかわる法制度の変遷

平成 15 (2003) 年	○次世代育成支援対策推進法 制定 → <u>今治市次世代育成支援行動計画策定</u> ○少子化社会対策基本法 制定
平成 21 (2009) 年	○子ども・若者育成支援推進法 制定
平成 24 (2012) 年	【子ども子育て関連3法】 ○子ども・子育て支援法 制定 → <u>今治市子ども子育て支援事業計画策定</u> ○就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律 改正 ○子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 制定
平成 25 (2013) 年	○子どもの貧困対策の推進に関する法律 制定
令和元 (2019) 年	●子供の貧困対策に関する大綱 制定
令和 2 (2020) 年	●少子化社会対策大綱 制定 ●子供・若者育成支援推進大綱 制定
令和 4 (2022) 年	○こども基本法 制定 → <u>今治市こども計画策定へ</u>
令和 5 (2023) 年	●こども大綱 制定 (子供の貧困対策に関する大綱・少子化社会対策大綱・子供・若者育成支援推進大綱を取りまとめたもの)
令和 6 (2024) 年	○次世代育成支援対策推進法 改正 → 令和 17 (2035) 年 3 月まで時限立法の期限延長 → <u>今治市次世代育成支援行動計画策定 (継続)</u> ○子ども・子育て支援法 改正 → <u>今治市子ども子育て支援事業計画策定 (継続)</u> ○子ども・若者育成支援推進法 改正 → <u>今治市子ども・若者計画策定へ</u> ○こどもの貧困の解消に向けた対策推進法 (子どもの貧困対策の推進に関する法律の名称変更) 改正 → <u>今治市子どもの貧困対策計画策定へ</u>

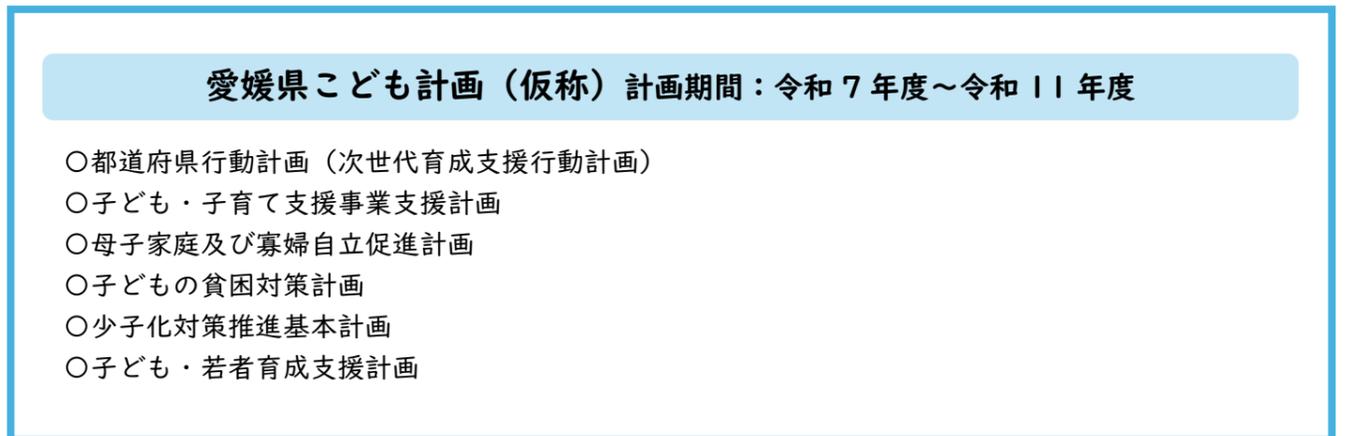
※法の改正及び大綱については、現時点での直近の改正 (制定) のみ掲載しています。

■ (国)



↓ 勘案

■ (県)



2 (国) こども大綱の整理

■こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」

すべてのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、**身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウエルビーイング）で生活を送ることができ**る社会を目指す。

■こども大綱における基本的な方針

- ①こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、**権利を保障**し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る。
- ②こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その**意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく**。
- ③こどもや若者、子育て当事者の**ライフステージに応じて切れ目なく対応**し、十分に支援する。
- ④良好な成育環境を確保し、**貧困と格差の解消**を図り、すべてのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする。
- ⑤若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って**結婚、子育てに関する希望の形成と実現**を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む。
- ⑥施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する。

■こども大綱における施策に関する重要事項

○ライフステージを通じた重要事項

- ①こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等
- ②多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり
- ③**こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供**
- ④**こどもの貧困対策**
- ⑤障害児支援・医療的ケア児等への支援
- ⑥児童虐待防止対策と社会的養護の推進及び**ヤングケアラーへの支援**
- ⑦こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組

○ライフステージ別の重要事項

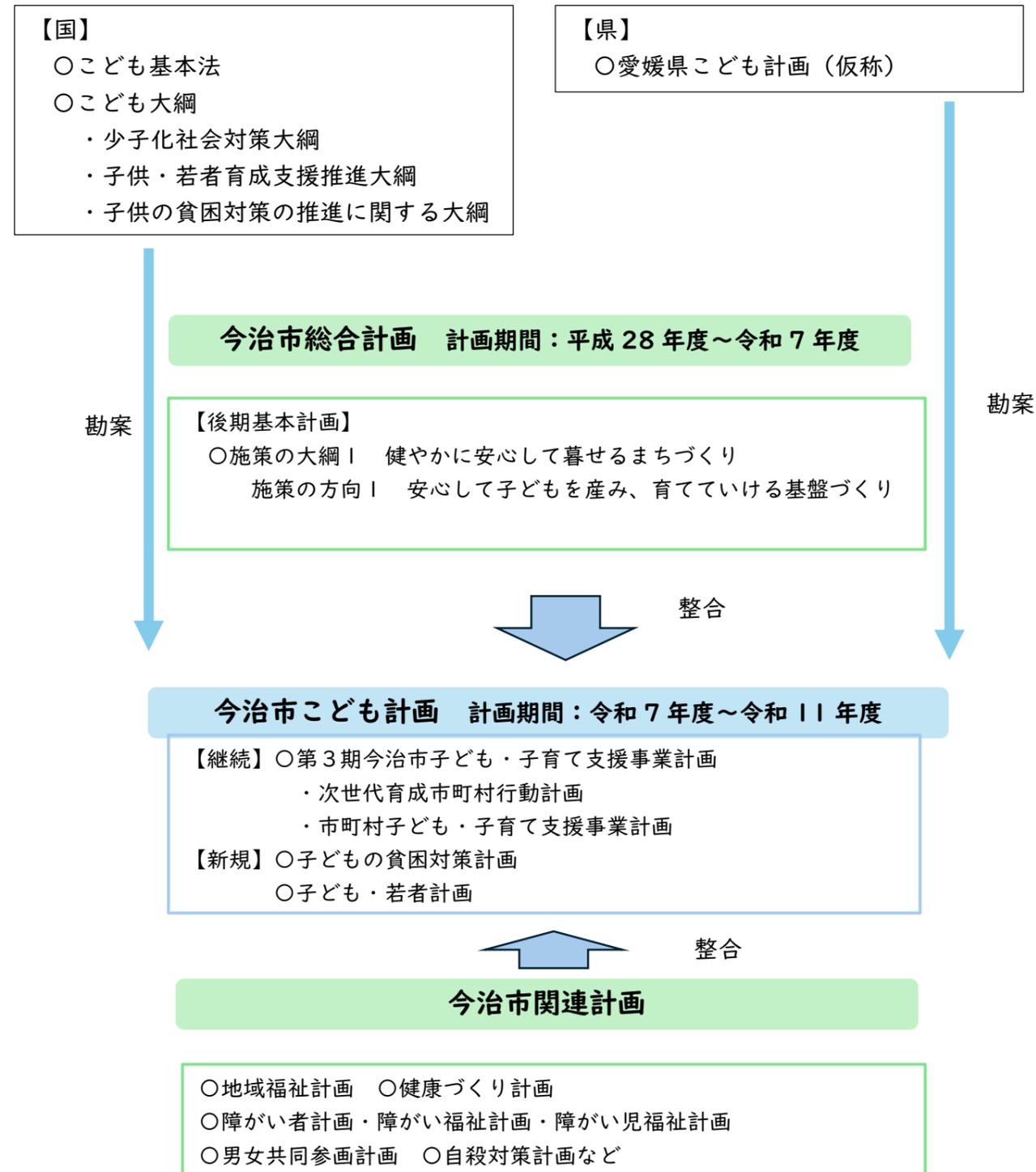
- ①こどもの誕生から幼児期まで
 - ・妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない保健・医療の確保
 - ・こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実
- ②学童期・思春期
 - ・こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生等・**居場所づくり**
 - ・小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実
 - ・成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育
 - ・いじめ防止
 - ・不登校のこどもへの支援
 - ・校則の見直し
 - ・体罰や不適切な指導の防止
 - ・高校中退の予防、高校中退後の支援
- ③青年期
 - ・高等教育の修学支援、高等教育の充実
 - ・就労支援、雇用と経済的基盤の安定
 - ・結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援
 - ・悩みや不安を抱える**若者やその家族に対する相談体制の充実**

○子育て当事者への支援に関する重要事項

- ①子育てや教育に関する経済的負担の軽減
- ②地域子育て支援、家庭教育支援
- ③共働き・共育での推進、男性の家事・子育てへの主体的参画促進・拡大
- ④**ひとり親家庭への支援**

3 今治市子ども計画の位置づけ

■位置づけ



■法的位置づけ

※1 次世代育成支援対策推進法

（市町村行動計画）
 第8条 市町村は、行動計画策定指針に即して、5年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、5年を1期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定することができる。

※2 子ども・子育て支援法

（市町村子ども・子育て支援事業計画）
 第61条 市町村は、基本指針に即して、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

※3 こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律

（都道府県計画等）
 第9条
 2 市町村は、大綱（都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画）を勘案して、当該市町村における子どもの貧困対策についての計画（次項において「市町村計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

※4 子ども・若者育成支援推進法

（市町村行動計画）
 第9条
 2 市町村は、子ども・若者育成支援推進大綱（都道府県子ども・若者計画が定められているときは、子ども・若者育成支援推進大綱及び都道府県子ども・若者計画）を勘案して、当該市町村の区域内における子ども・若者育成支援についての計画（次項において「市町村子ども・若者計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

4 計画期間

	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
今治市子ども計画						◆今治市子ども計画◆ 第2期今治市子ども・子育て支援事業計画 第3期今治市子ども子育て支援事業計画 子どもの貧困対策計画 子ども・若者計画				

5 今治市子ども計画の施策体系（案）

【基本理念】 検討中

○基本目標1（子ども大綱基本方針①、②）

子ども・若者の、多様な人格・個性を尊重し、権利を守る

○施策の方向性

- ・子ども・若者の権利の擁護・周知
- ・子ども・若者の意見表明の機会や社会参画の促進
- ・虐待やいじめ、ヤングケアラーなどの人権侵害の防止

○基本目標2（子ども大綱基本方針③）

子どもや若者、子育て世帯のライフステージに応じた切れ目ない支援

○施策の方向性

- ・妊娠期から子育て期まで切れ目ない子育て支援
- ・相談体制の充実と情報発信の強化

○基本目標3（子ども大綱基本方針④）

子どもの良好な成育環境の確保と、貧困と格差の解消

○施策の方向性

- ・健やかな成長のための質の高い保育・教育環境の整備
- ・子育てや教育に係る経済的支援の充実
- ・子ども・若者の視点に立った多様な居場所づくり
- ・関係機関と連携した、地域全体での子育て支援の環境づくり
- ・支援が必要な子ども・若者を対象とした支援の充実
- ・犯罪などから子ども・若者を守る
- ・ひとり親家庭や経済的困難を抱える家庭への支援

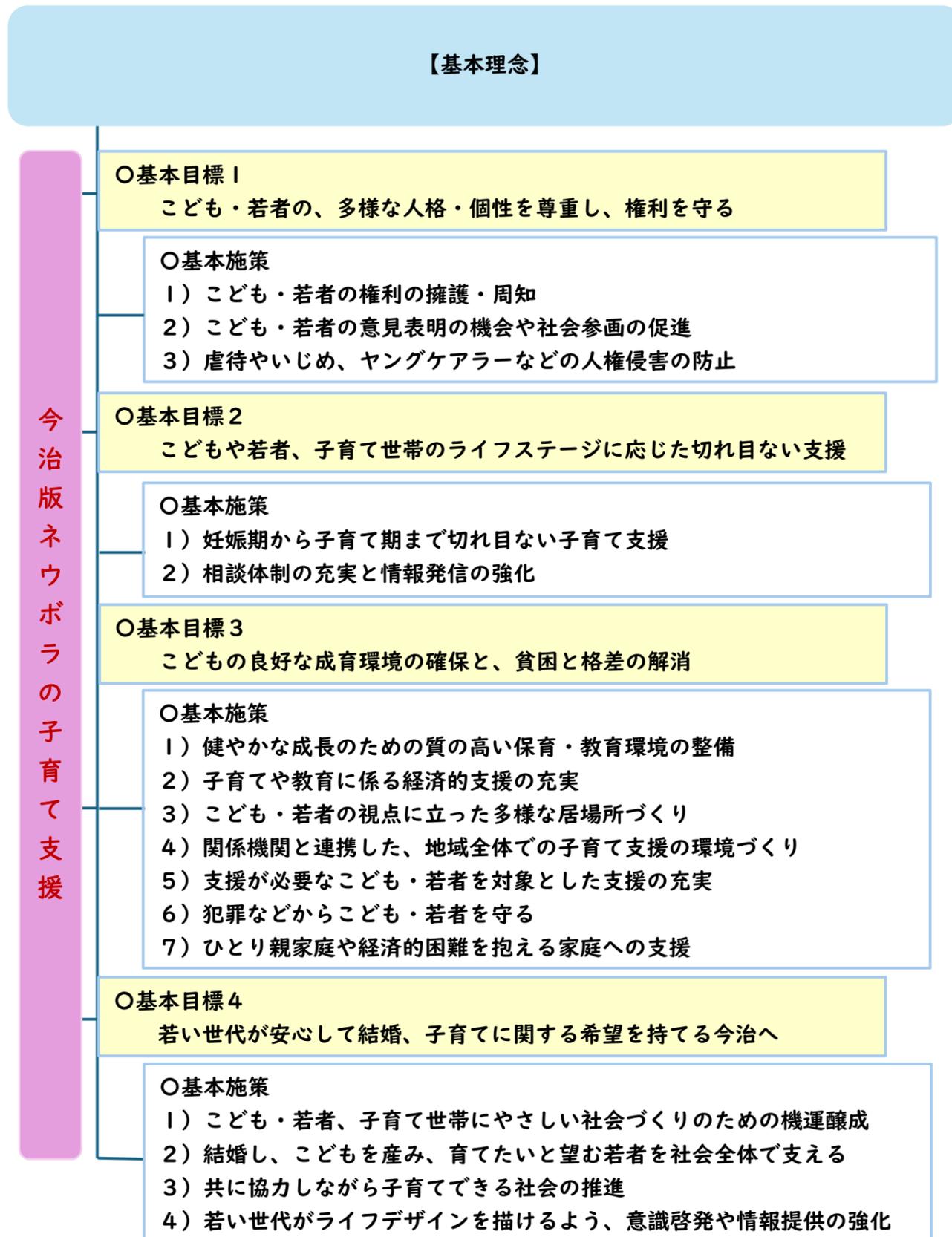
○基本目標4（子ども大綱基本方針⑤）

若い世代が安心して結婚、子育てに関する希望を持てる今治へ

○施策の方向性

- ・子ども・若者、子育て世帯にやさしい社会づくりのための機運醸成
- ・結婚し、子どもを産み、育てたいと望む若者を社会全体で支える
- ・共に協力しながら子育てできる社会の推進
- ・若い世代がライフデザインを描けるよう、意識啓発や情報提供の強化

6 今治市子ども計画の施策体系（案）



7 今治市子ども計画の構成（案）

- 第1章 計画策定にあたって
 - 1 計画策定の背景と趣旨
 - 2 国の動向
 - 3 計画の法的根拠と位置づけ
 - 4 計画の期間
 - 5 計画策定の経緯
 - 6 策定体制
- 第2章 今治市の子ども・子育てを取り巻く現状
 - 1 今治市の概況
 - 2 統計による今治市の状況
 - 3 アンケート調査結果の概要
 - 4 子ども計画に向けた課題
- 第3章 計画の基本理念と施策の展開
 - 1 計画の基本理念
 - 2 計画の基本方針
 - 3 計画全体の指標
 - 4 施策体系
- 第4章 施策展開（案）
 - 1 基本目標1 子ども・若者の、多様な人格・個性を尊重し、権利を守る
 - 2 基本目標2 子どもや若者、子育て世帯のライフステージに応じた切れ目ない支援
 - 3 基本目標3 子どもの良好な成育環境の確保と、貧困と格差の解消
 - 4 基本目標4 若い世代が安心して結婚、子育てに関する希望を持てる今治へ
- 第5章 各個別計画（案）
 - 各個別計画の概要、成果指標等
- 第6章 推進体制
 - 1 計画の推進に向けて
 - 2 情報提供・周知
 - 3 広域調整や県との連携

※赤字箇所は、第2期今治市子ども・子育て支援事業計画から今治市子ども計画へ移行する際に、新規に記載する項目です。

8 策定の経緯

アンケート調査の実施概要

1 子ども・子育て支援事業におけるニーズ調査（子ども子育て支援事業計画）

■ 調査概要

調査期間と対象者	未就学児童保護者	令和5年12月1日～12月8日
	小学生児童保護者	令和6年6月21日～7月16日
抽出方法	調査対象者の中から無作為抽出	
配布数	未就学児童：2,000	小学生児童：1,000

2 子どもの生活状況に関する実態調査（子どもの貧困対策計画）

■ 調査概要

調査期間と対象者	小学5年児童、保護者	令和6年6月7日～6月21日
	中学2年生徒、保護者	令和6年6月7日～6月21日
抽出方法	今治市立小中学校を通じて対象学年を調査	
配布数	小学生児童：1,102	中学生生徒：1,061

3 子ども・若者の意識と生活に関する調査（子ども・若者計画）

■ 調査概要

調査期間と対象者	18～29歳の市民	令和6年6月28日～7月31日
抽出方法	調査対象者の中から無作為抽出	
配布数	1,180	

4 その他

意見BOX	365日ネウボラBOX（HP上）、こどものいけんBOX（児童館）
子育て当事者	こどもが真ん中親会議（子育て当事者と市長との座談会）
子ども・若者	中学生議会、こども未来会議（こども・若者の意見を聴く会議）

9 策定スケジュール

		5月	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
①	委託事業者選定	○										
②	アンケート調査（就学児以上）			←→								
③	若い世代への意見聴取				←→							
④	子ども子育て会議開催				○			○			○	
⑤	骨子案作成				○							
⑥	素案作成							○				
⑦	パブリックコメント									←→		
⑧	市議会（委員協議会）								○			
⑨	市長への答申											○